

鳥取県告示第575号

平成20年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正する。

平成20年 8月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の指名競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、<u>鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、鳥取県建設工事等電子入札執行要領（平成17年5月16日付第200500002083号鳥取県県土整備部長通知）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（平成11年7月9日付管第223号鳥取県土木部長通知）及び当該入札に係る調達公告（当該入札ごとに別に行う公告をいう。以下同じ。）</u>によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>平成19年鳥取県告示第769号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）は、平成20年4月29日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った建設工事で、その指名競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。</p> <p>平成20年4月30日</p> <p>鳥取県知事 平 井 伸 治</p> <p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。<br/>(1)～(7) 略</p> | <p>県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の指名競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、<u>当該入札ごと</u>に別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>平成19年鳥取県告示第769号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）は、平成20年4月29日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った建設工事で、その指名競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。</p> <p>平成20年4月30日</p> <p>鳥取県知事 平 井 伸 治</p> <p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。<br/>(1)～(7) 略</p> |

(8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、応募期間の末日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。）のうち、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「配置技術者」という。）を有していること。

(9)～(11) 略

2及び3 略

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 略

(2) 落札者は、発注工事の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格を設定する場合にあっては、当該価格以上のものに限る。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。ただし、次に掲げるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ア 調査基準価格（入札規則第30条第1項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

イ 鳥取県知事から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれるとき。

ウ その他、その者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるとき。

(3) 略

(4) 落札者の入札価格によっては本件契約の内

(8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、応募期間の末日の3月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうち、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「配置技術者」という。）を有していること。

(9)～(11) 略

2及び3 略

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 略

(2) 落札者は、発注工事の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格を設定する場合にあっては、当該価格以上のものに限る。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。ただし、調査基準価格（入札規則第30条第1項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 略

(4) 落札者の入札価格によっては本件契約の内

容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定めるところにより、配置技術者に加え、当該落札者（共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては構成員全員とする。）に属する者であって特定資格を有する者（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。

この場合において、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定める追加技術者調書（次に掲げる条件を満たすものに限る。）を期限（紙入札の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の午前12時）までに提出できない者は失格とする。

ア～ウ 略

(5)～(8) 略

5及び6 略

容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定めるところにより、配置技術者に加え、当該落札者（共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、構成員全員とする。）の継続雇用者であって特定資格を有する者（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。

この場合において、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定める追加技術者調書（次に掲げる条件を満たすものに限る。）を期限（紙入札の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の午前12時）までに提出できない者は失格とする。

ア～ウ 略

(5)～(8) 略

5及び6 略